

第 54 号
年金削減法を廃止し、
年金の 2.5%削減中止を求める意見書提出の件

1 年金削減法を廃止し、年金の 2.5%削減は行わないこと

自民党県議団の採決…不採択

平成 16 年の年金制度改正により、物価スライドに代わる新たな公的年金額の改定方式としてマクロ経済スライドが導入された。マクロ経済スライドは、年金額を物価のみに連動して改定するのではなく、少子高齢化や平均寿命の伸び率などを考慮して年金改定幅の抑制を行うもので、平成 17 年 4 月から採用されています。

平成 11 年～13 年に物価が下落し、物価スライドを適用すれば平成 12～14 年の 3 年間の累計で 1.7%の年金額引き下げとなるべきところ、当時の厳しい社会経済情勢に配慮した特例として支給額が据え置かれ、さらには、その後も賃金・物価の下落傾向が続いたことから、現在の年金額は本来の給付水準よりも 2.5%高くなっています。

特例水準の解消は政府の社会保障・税一体改革大綱にも明記されており、本来よりも高い水準にある公的年金額を来年から平成 27 年にかけて三段階で減額する国民年金法改正案が、11 月 16 日、民主、自民、公明三党などの賛成多数で可決されました。

(H25. 10 月～△1%、H26. 4 月～△1%、H27. 4 月～△1%)

特例措置による過払い額は累計で 7 兆円に達しており、特例水準の解消までにさらに 2.6 兆円が必要と見込まれている。物価が下落する中で本来の水準よりも高い年金が支払われていたことを考慮すれば、年金制度の持続可能性の維持や、世代間の負担の公平性を図るため、特例水準の是正はやむを得ないものと考えます。

なお、低所得の年金受給者に対し、納付期間に応じて最大で月額 5 千円を支給する「年金生活者支援給付金法案」も同時に可決され、低年金者には一定の配慮がなされている。

よって、請願の趣旨には賛同できず、「不採択」としました。